

特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業実施要綱

(制定) 令和5年3月30日付4環気環第340号

(改正) 令和6年3月7日付5環気環第442号

第1 要綱の目的

この要綱は、令和7年4月1日に施行する改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。)第23条の7から第23条の9までの規定に定める中小規模特定建築物等における省エネルギー性能の確保、再生可能エネルギー利用設備の設置等の義務付け及び誘導を行う仕組み(以下「建築物環境報告書制度」という。)の施行を確実なものにするため、都内における年間供給延べ面積が合計2万平方メートル以上の事業者又は年間供給延べ面積が合計5千平方メートル以上であって条例第23条の7第1項に規定する申請を行い知事から承認を受ける予定の事業者のうち、再生可能エネルギー利用設備等を設置する事業者に対する「特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業」(以下「本事業」という。)の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

東京都(以下「都」という。)は、条例第23条の7第1項で定める特定供給事業者として建築物環境報告書制度に参加する意思を都に対して示す者(以下「特定供給事業者等」という。)のうち、都内の延べ面積が2千平方メートル未満の新築住宅及びその敷地に太陽光発電システム、蓄電池システム及びV2Hを設置する事業者に対し、事業計画の提出を前提に当該機器の設置に要する経費の一部を一括で助成する。

第3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナ(太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。)、太陽電池の架台その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- 2 蓄電池システム リチウムイオン蓄電池部(リチウムの酸化及び還元的作用により電気を供給する蓄電池をいう。)及びインバータ等の電力変換装置を備えたシステムであって、住宅の用途に供する部分のエネルギー利用のために使用されるものをいう。
- 3 V2H 次に定める電気自動車及びプラグインハイブリッド車(以下「電気自動車等」という。)に搭載された電池から電力を給電するための直流/交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
(1) 電気自動車 搭載された電池(燃料電池を除く。)によって駆動される電動機を原動機と

し内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。

(2) プラグインハイブリッド自動車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。

4 陸屋根 傾きのほとんどない、平面状の屋根をいう。

5 単位住戸 住宅部分の一の住戸をいう。

6 集合住宅 同一建築物内に独立して単位住戸が二以上ある建築物をいう。

7 機能性P V 太陽光発電システムのうち、優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定に係る実施要綱（令和4年12月27日付4都環公地温第2408号）第7条第2項の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が認定したものをいう。

第4 本事業の内容

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の（1）及び（2）に該当する者とする。

(1) 2に規定する助成金の交付対象となる機器（以下「助成対象機器」という。）を設置する特定供給事業者等

(2) 本助成金の交付を申請する際に、建築物環境報告書制度を踏まえた事業計画を提出し、令和7年度以降に建築物環境報告書制度に参加することを誓約する者

2 助成対象機器

助成対象機器は、次に掲げるとおりとする。

(1) 太陽光発電システム

次に掲げる全ての要件を満たす太陽光発電システムであること。

一 未使用品であること。

二 都内の新築住宅又はその敷地内に新規に設置されたものであること。

三 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（I E C）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。

四 当該太陽光発電システムにより供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。

五 太陽光発電システムの発電出力（kWを単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（I E C）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。）が一棟当たり50kW未満であること。

(2) 太陽電池を設置するための架台

ア 未使用品であること

イ 陸屋根の新築住宅(集合住宅に限る。)への(1)で定める太陽光発電システムの設置に伴い、設置するものであること。

(3) 蓄電池システム

次に掲げる全ての要件を満たす蓄電池システムであること。

ア 未使用品であること。

イ 都内の新築住宅又はその敷地に新規に設置されたものであること。

ウ 国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。

(4) V2H

次に掲げる全ての要件を満たすV2Hであること。

ア 未使用品であること。

イ 都内の新築住宅又はその敷地に新規に設置されたものであること。

ウ 設置された日に、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象に該当する機器であること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象機器の設置に係る機器費、材料費及び工事費(消費税及び地方消費税は除く。)とする。

4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象機器の種別ごとに次のとおりとし、助成対象機器の機器費、材料費及び工事費の合計額(消費税及び地方消費税を除く。)と交付上限額のいずれか小さい額を交付額とする(それぞれの助成対象機器に対する助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)。ただし、助成対象機器の設置に係る機器費、材料費及び工事費について、国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、(5)一を除き、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

(1) 太陽光発電システム

ア 1棟当たりの太陽光発電システムの発電出力が3.6kW以下の場合(ウの場合を除く。)
太陽光発電システムの発電出力に120,000円を乗じて得た額。ただし、360,000円を上限とする。

イ 1棟当たりの太陽光発電システムの発電出力が3.6kW超、50kW未満の場合(ウの場合を除く。)

太陽光発電システムの発電出力に100,000円を乗じて得た額

ウ 太陽光発電システムの発電電力を各住戸が戸別の契約により受電し、かつ単位住戸当たりの太陽光発電システムの発電出力が3.6kW以下の場合

太陽光発電システムの発電出力に120,000円を乗じて得た額。ただし、受電する単位

住戸当たり 360,000 円を上限とする。

(2) 機能性 P V

(1) で定める額に加えて交付するものとし、助成金交付申請日における優れた機能性を有する太陽光発電システムに関する基準(令和 5 年 2 月 28 日付 4 環気環第 318 号。以下「機能性 P V 基準」という。)に定める機能性の区分に応じ、次に掲げる金額を当該機能性 P V の発電出力(当該機能性 P V が太陽電池モジュールの場合にあつては当該太陽光発電システムの発電出力に当該太陽光発電システムの太陽電池モジュールの公称最大出力に占める当該機能性 P V の公称最大出力の割合を乗じたものとし、当該機能性 P V が機能性 P V 基準に定める周辺機器の場合にあつては、当該周辺機器にかかる太陽光発電システムの発電出力)に乗じて得た額

ア 機能性 P V 基準別表 2 に定める機能性の区分 50,000 円

イ 機能性 P V 基準別表 3 に定める機能性の区分 20,000 円

ウ 機能性 P V 基準別表 5 に定める機能性の区分 10,000 円

(3) 集合住宅の陸屋根に設置する太陽電池の架台

(1) で定める額に加えて交付するものとし、太陽光発電システムの発電出力に 200,000 円を乗じて得た額。ただし、架台の材料費及び工事費の合計金額を上限とする。

(4) 蓄電池システム

助成対象経費の 4 分の 3 の額。この場合において、単位住戸当たりの上限額は、次の各号のとおりとする。

ア 設置する蓄電池システムの蓄電容量 (kWh を単位とし、小数点以下第 3 位を四捨五入する。以下同じ。) の合計が 6.34kWh 未満の場合

蓄電池システムの蓄電容量に 190,000 円を乗じて得た額と 950,000 円のいずれか小さい額

イ 設置する蓄電池システムの蓄電容量の合計が 6.34kWh 以上の場合

蓄電池システムの蓄電容量に 150,000 円を乗じて得た額

(5) V 2 H

ア 助成対象経費の 2 分の 1 の額 (助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつては、助成対象経費の 2 分の 1 の額から当該補助金の額を控除した額)。ただし、500,000 円を上限とする。

イ アにかかわらず、発電出力が 50kW 未満の太陽光発電システム及び電気自動車等を V 2 H の設置と併せて導入し、又は既に導入している場合においては、助成対象経費の額。ただし、1,000,000 円を上限とする。

第 5 本事業の実施体制

1 都は、公社と連携し、本事業を効率的かつ効果的に実施する。

2 都は、本事業において次に掲げる業務を行う。

(1) 公社が助成対象者に対して本助成金を交付するための基金への出えん

(2) (1)に掲げるもののほか、公社が本事業を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費の補助

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、本事業を円滑に遂行していくために必要な業務
3 都は、公社に対し、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づく基金の適正な管理のほか、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求める。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は次のとおりとする。

- 1 本事業の助成金交付申請の募集は、令和5年度から令和9年度まで行う。
- 2 本事業の助成金の交付は、令和5年度から令和11年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年3月30日付4環気環第340号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月7日付5環気環第442号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。